

山本事務所 News 2018

office
Yamamoto
 社会保険労務士・行政書士
山本事務所
 (有)経営サポートセンター
 TEL 04-7160-3235
 FAX 04-7160-3236

October Vol. 52

今年も残すところあと3ヶ月をきり、年末に向け徐々に忙しくなり始める時期かと思えます。

今回の事務所ニュースでは、この10月から変更になる最低賃金や入札参加資格の更新について、裏面には、来年4月から始まる働き方改革の一端として『年次有給休暇の法改正』についてまとめましたので、ぜひご一読ください。

最低賃金の引き上げ

最低賃金とは、正社員や契約社員、嘱託、パートやアルバイトなどの雇用形態や呼称に関わらず、会社がすべての従業員に支払わなければならない賃金の下限額のことです。

10月1日から新しい最低賃金が適用になります。給料（月給・日給・時給等）が最低賃金を下回らないよう、ご確認をお願いします！

※月給・日給の場合は、時間単価におきかえてチェックして下さい。

地域別最低賃金額（時間給）					
千葉県	895円	(+27円)	茨城県	822円	(+26円)
東京都	985円	(+27円)	埼玉県	898円	(+27円)
神奈川県	983円	(+27円)	※全国平均で26円UPです。		

また7月に提出しました『算定基礎届』による新しい標準報酬月額が適用になり社会保険料が変更になる方がいますので、10月支給分の給与計算の際にはご注意ください！！

入札制度をご存知ですか？

入札と聞いて、建設工事等の公共事業を思い浮かべた方が多いのではないのでしょうか。じつは『**建設工事**』だけでなく、『**物品**』の製造・販売・購入や、施設の保守管理業務などの『**委託**』を目的とする入札もあります。

でも、入札って大企業を対象じゃないの？

そのようなことはありません。中小企業への支援を目的とする法律により、発注金額の目標設定をしています（平成30年度の中小企業との契約目標は全発注額の55.1%です）。また、物品・委託等の入札では、各省庁での入札参加資格となる**全省庁統一資格**の創設により一つの資格で複数の省庁への入札の参加ができるなど便利になっています。

**今冬は国土交通省等の建設工事の一般競争参加資格
および物品・委託等(全省庁統一資格)の定期申請期間です！**

申請期間

- ☆建設工事（2019,20年度入札参加資格）2018年11月1日（木）から2019年1月15日（火）まで
- ☆物品・委託等（2019,20,21年度入札参加資格）2019年1月8日（火）から1月31日（木）まで

働き方改革！「年次有給休暇」も法改正されます！！

『働き方改革』の実現に向け、多くの労働関係の法律が順次改正されることになりました。中でも従業員にとって身近な『年次有給休暇』が、平成31年4月1日から改正されます。

来年4月から年次有給休暇に新たなルールが加わります！

10日以上⁽¹⁾の年次有給休暇を付与する労働者⁽²⁾に対し、そのうち5日間は付与日から1年以内に時季を定めて、取得させなければいけなくなりました。また、この定める時季は、会社の一方的な指示ではなく、労働者の意思を尊重することが求められます。(義務化)

『年次有給休暇』のしくみを確認しましょう！

一定の要件^{*}を満たした全ての労働者（パート、アルバイト含む）に対して、1年ごとに決められた日数⁽¹⁾⁽²⁾の有給休暇を与えなければなりません。(労基法39条)

※一定の要件 = 雇入れ6ヶ月（以降は1年）継続勤務 + 全労働日の8割以上出勤

(1) 週所定労働日数5日又は週所定労働時間が30時間以上の労働者

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(2) 週所定労働日数4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

付与日数	週所定労働日数	継続勤務年数						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
	4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

例1) 週5日 9:00~15:00 (休憩1時間) ⇒ 週5日勤務のため(1)を適用

例2) 週4日 9:00~18:00 (休憩1時間) ⇒ 週32時間のため(1)を適用

例3) 週4日 9:00~17:00 (休憩1時間) ⇒ 週4日以下かつ週28時間のため(2)を適用

※今回の法改正の対象労働者は、上の表で黄色い枠にあてはまる労働者です。

長く勤めているパートの方も該当しますのでご注意ください

法改正に対して、会社はどう対応すれば良いの？

今回の法改正は罰則（30万円以下の罰金など）もありますので、会社は下記の対応が必要となります。

- 就業規則の変更（法改正に対応するため）
- 年次有給休暇の管理簿の作成（取得状況の把握をするため）

何かご相談がございましたら、ぜひ当事務所へお問い合わせ下さい。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください！



社会保険労務士
行政書士

山本事務所
(有)経営サポートセンター

千葉県柏市北柏3-5-5 マン・ラ・ホーム I 101 TEL.04-7160-3235

URL : <http://www.office-yama.jp>
MAIL : info@office-yama.jp

